

令和元年度就労継続支援B型指摘事項一覧

1事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	虐待の防止体制	虐待防止責任者の設置をしていない、虐待防止マニュアルを作成していない、虐待防止啓発掲示物及び虐待相談・通報・届出先を掲示していない、虐待防止研修を全ての従業員に実施していない等、虐待防止等のための体制の整備等を行っていませんでした。利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第3条第3項 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について	1
2	研修	研修の機会が確保されていませんでした。従業員の資質の向上を図るため、研修計画を立てた上で研修の機会を確保してください。	都条例第155号第188条で準用する第56条第3項 障発1206001号通知第12の3(2)①で準用する第4の3(17)③	1
3	秘密保持	家族の個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例がありました。家族についても個人情報使用同意書等で同意を得るなど必要な措置を講じてください。	都条例第155号第188条で準用する第36条第3項 障発1206001号通知第12の3(2)①で準用する第3の3(24)③	1
4	変更の届出	事業所の所在地が変更になった際、届出を行っていませんでした。省令で定める事項に変更があったときには、その旨を10日以内に都知事へ届け出てください。	支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第10号	1
5	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の27第1項第1号及び第34条の28第1項	1
6	欠席時対応加算	急病等により利用を中止した日の前々日より前に連絡を受けたものについて算定していた事例がありました。正しい算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第14の9注 障発1031001号通知第2の3(5)⑩で準用する第2の2(6)⑨	1